

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
東京工事事務所入札監視委員会（第3回定例会）審議概要

開催日及び場所		令和7年7月10日（木） 東京工事事務所5階会議室	
委員		西村 万里子（大学教授）・内田 清人（弁護士） ・西岡 英俊（大学教授）	
審議対象期間		令和6年10月1日～令和7年3月31日	
工事	抽出案件	件数 0件	(備考) 工事及び物品等 については当該 期間中に対象案 件の発注がなか った 高落札率契約に ついては当該期 間中に対象案件 がなかった
	—		
役務	抽出案件	件数 1件	
	簡易公募型競争入札 方式に準じた方式	相鉄・東急直通線、4k2付近歩道橋解 析他	
物品等	抽出案件	件数 0件	
	—		
高落札率契約	抽出案件	件数 0件	
	—		
委員会からの意見・質問、 それに対する回答等		意見・質問	回答
		別紙のとおり	
委員会による意見の具申 又は勧告の内容		なし	

別紙（役務）

	意見・質問	回答
1	簡易公募型競争入札方式に準じた方式 「相鉄・東急直通線、4k2付近歩道橋解析他」 ① 本役務は再公示案件であり、参加要件を緩和した結果、2者から参加表明書の提出があった。審査の結果、1者が指名、1者が非指名となっているが、非指名となった理由は必要な要件を満たさなかったということか。 ② 複数者が参加して競争性が高まるのが望ましい姿であることから、広く参加を促すために事前に発注計画を早期に提示するような仕組みはあるか。 ③ 本役務は変位計測と構造解析を1つの役務として発注しているが、計測と解析を分けて発注したほうが参加者の増加につながったのではないか。 ④ 今回の業務は建設工事を請け負ったもののミスにより計測が必要となったということではないということか。	① その通り。配置予定技術者に必要とされる役務の経験を満たすことが確認できなかったため、非指名となった。 ② 当機構外部 HP に年 4 回発注見通しを掲載することとしている。 ③ 計測の結果、構造物に管理値を超えるような大きな変位が生じた場合には速やかに構造解析を実施する必要があるため、1つの役務として発注する必要があった。 ④ 受注者の施工ミスではない。歩道橋が鋼製であることから、気温変化によって伸び縮みが生じやすいことから、工事完了後も一定期間継続して計測することで問題ないことを確認する必要があった。

別紙（その他）

	意見等	
1	工事、役務、物品等の全体審議 なし	
2	高落札率契約の全体審議 なし	
3	一定規模以上の取引関係を有する法人との契約の全体審議 なし	
4	その他 なし	